

令和7年度 幼稚園・保育所 入園のしおり

【申込受付期間】

令和6年10月1日（火）～令和6年10月31日（木）



愛 荘 町

もくじ

1. 施設利用手続きの流れ-----1~3
2. 申込に必要な書類-----4~5
3. 幼稚園を利用される方へ-----6~7
4. 幼稚園の紹介-----8
5. 保育所を利用される方へ-----9~11
6. 保育所利用料減免のお知らせ-----12
7. 保育所月額利用料徴収算定基準表-----13
8. 町内の保育所一覧-----14

(参考資料)

幼稚園・保育所入所申込書（記入例） 家庭状況報告書（記入例）
申込様式等各種

保育年齢

(令和7年度)

年齢	生年月日
0歳児	令和6(2024)年4月2日以降
1歳児	令和5(2023)年4月2日~令和6(2024)年4月1日
2歳児	令和4(2022)年4月2日~令和5(2023)年4月1日
3歳児	令和3(2021)年4月2日~令和4(2022)年4月1日
4歳児	令和2(2020)年4月2日~令和3(2021)年4月1日
5歳児	平成31(2019)年4月2日~令和2(2020)年4月1日

幼稚園

保育所



お問い合わせ先

子ども支援課（愛知川庁舎 別館） TEL0749-42-7693

1. 施設利用手続きの流れ

◆一斉入所申込の場合（令和7年4月～令和8年3月入所希望）

①認定申請・施設利用申込み	10月	配布場所にて、入所案内等を受け取り、必要書類を整えた上で、子ども支援課（愛知川庁舎 別館）にてお申込みください。 <u>入所申込書等は、正確および具体的に記入してください。記載内容が事実と異なり、入所要件を満たさなくなった場合、退所していただくこととなります。</u> <u>※認定証の交付は、本来認定の申請から30日以内に通知することとなっていますが、4月入所は、認定事務が集中するために審査に時間を要することから、翌年2月上旬となる予定です。</u>
---------------	-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

受付期間 令和6年10月1日（火）から令和6年10月31日（木）まで

※土曜・日曜・祝日を除く、8時30分～17時15分

※書類不備、郵送での受付はできません。

※令和7年4月1日以降、愛荘町に住所がある児童が対象です。



配布場所 令和6年10月1日（火）からお渡しできます。

子ども支援課、秦荘支所、子育て支援センター、

町内幼稚園（秦荘幼稚園、愛知川幼稚園）

町内認可保育所（秦川保育園、秦川愛児園、八木荘保育園、

愛知川保育園、ゆたか保育園、つくし保育園）

認定 以下の認定を受けて、幼稚園、保育所を利用することになります。認定期間は、

1号認定は最長3年の就学前の期間となりますが、**2号・3号認定については、**

毎年現況届（9月頃）が必要です。現況届の際には、添付書類も必要です。

※資格要件がない場合は、認定を取り消します。

1号認定	（幼稚園）	お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合
2号認定	（保育所）	お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当する家庭で、保育を必要とされる場合
3号認定	（保育所）	お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当する家庭で、保育を必要とされる場合



保育の必要な事由

※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

保護者が家庭で保育できない場合、2号、3号認定対象となります。

- ①1月当たりの就労時間が64時間以上（休憩・通勤時間を含めない）の労働に従事していること。
- ②妊娠中か出産後、間もない期間であること。出産月を含まない期間。
※在園児（前2ヶ月、後6ヶ月）、新規（前1ヶ月、後2ヶ月）が利用限度期間。
- ③疾病に罹患し、または、負傷していること。
- ④精神または、身体に障がいをもっていること。
- ⑤長期にわたり同居等の親族を常時介護または看護していること。
- ⑥震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に関する作業に従事していること。
- ⑦求職活動を継続的に行っていること。
- ⑧就学していること。
- ⑨子どもに対し、虐待をするおそれがあること。
- ⑩育児休業取得をする場合で、既に就学前の子どもが保育を利用し、育児休業中に当該子どもの保育利用が引き続き必要と認められた場合。
（就学前の子どもとは、5歳児のほか幼稚園就園年齢に達した子どもとする。）
- ⑪前各号に掲げる事由に類すると町長が認める状態にあること。



②認定審査・ 利用施設の調整	11月～1月	<p>申込書などにより、家庭状況等を総合的に判断し、入所児童の選考を行います。</p> <p>継続入所を希望された場合でも、家庭状況の変化により、入所要件がなくなった場合は、退所となります。</p> <p>書類内容に不備がある場合は、電話確認や訪問調査などにより、実態調査等を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。</p>
-------------------	--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



③入所決定・ 認定証の発送	2月上旬	<p>入所の可否については、保護者あて、認定通知と施設利用が可能なかどうかの通知を送付します。</p> <p>それ以前のお問い合わせについてはお答えできません。</p> <p>施設利用については、認定通知があっても、空きがない場合、利用できないこともあります。</p>
------------------	------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



注意入所決定後、入所を辞退される場合は、すみやかに子ども支援課までお申出ください。入所間際に辞退された場合は、準備にかかった費用を徴収することがあります。また、入所月の1日以降に辞退された場合は、園へ登園していなくても、入所月の利用料がかかる場合がありますので、ご注意ください。

④入所説明会等	2～3月	説明会等、各幼稚園・保育所からご案内します。
---------	------	------------------------



⑤入所	4月	入園式等、各幼稚園・保育所からご案内します。
-----	----	------------------------

◆年度途中入所申込の場合（一斉入所申込終了後の申込）

①認定申請・ 施設利用申込み	随時	途中申込の場合も同様の提出先となります。入所審査・利用施設の調整等に1ヶ月以上要するため、入所を希望される場合、すみやかに、必要書類を整え、申込みをしてください。
		
②認定審査・ 利用施設の調整	随時	申込書などにより、家庭状況等を総合的に判断し、入所児童の選考を行います。書類内容に不備がある場合は、電話確認や訪問調査などにより、実態調査等を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。
		
③入所決定・ 認定証の発送	随時	入所の可否については、保護者あて、認定通知と施設利用が可能かどうかの通知を送付します。 施設利用については、認定通知があっても、空きがない場合、利用できないこともあります。
		
④入所	随時	各幼稚園・保育所へご連絡いただき、入所に関する説明を受けてください。

2. 申込に必要な書類

* 幼稚園、保育所入所申込みには、下記の書類が必要となります。入所案内の設置場所や申込期間等については、前頁で紹介したとおりです。出産前でも、令和7年度内に職場復帰される場合は、保育所入園申込書の提出が可能です。

* 幼稚園入園希望の場合は、①、②、③の書類を提出。

保育所希望の場合は①、②、③に加えて、④～⑬のうち必要に応じて対象の添付書類を提出。

* ①、②、③については、児童1名につき、1枚記入。

* 添付書類については「保育を必要とする事由」や、1月1日時点の愛荘町の住所の有無により異なりますが、世帯単位で、必要枚数をそろえてください。(例 児童2人の場合は就労証明を父の分1通、母の分1通など)

* 保護者とは「父母」。親族とは「同居の祖父母、兄弟姉妹」を指します。場合により、同居でない場合もあります。

●必ず提出するもの

チェック	番号	提出書類	提出条件等
<input type="checkbox"/>	①	幼稚園・保育所 入園申込書 (施設型給付費・地域型給付費等支給認定申請書)	【保護者が記入するもの】幼稚園、保育所を希望する場合、必ず提出。児童1名につき、1枚必要。
<input type="checkbox"/>	②	家庭状況報告書	【保護者が記入するもの】幼稚園、保育所を希望する場合、必ず提出。児童1名につき、1枚必要。 <u>アレルギーなど</u> 、心配なことがある場合、この用紙にご記入ください。
<input type="checkbox"/>	③	多子軽減・ひとり親世帯等軽減申請書	【保護者が記入するもの】子を2人以上監護し、幼稚園・保育所を希望する場合、必ず提出。児童1名につき、1枚必要。申請がない場合、多子軽減を実施できないことがあります。

●添付書類

<input type="checkbox"/>	④	就労(予定)証明書	【勤務先で証明】保育を必要とする事由が、居宅外就労による場合。保護者のものが必要です。
			【内職受先で証明】保育を必要とする事由が、内職による場合。保護者のものが必要です。
			【自営中心者の証明】保育を必要とする事由が、自営の場合。保護者のものが必要です。
<input type="checkbox"/>	⑤	農業従事証明書	【農業従事中心者の証明】保育を必要とする事由が、農業従事の場合。保護者のものが必要です。
<input type="checkbox"/>	⑥	母子手帳の写し	保育を必要とする事由が、妊娠出産による場合。 ※氏名と出産予定日が記載されている頁の写しを提出。母が対象。
<input type="checkbox"/>	⑦	在学証明書 (任意様式)	【在学する学校の証明】保育を必要とする事由が、学校教育法に規定する学校等在学による場合、提出。保護者のものが必要です。
<input type="checkbox"/>	⑧	診断書	【医療機関の証明】保育を必要とする事由が、病気の場合。保護者や親族のものが必要です。

<input type="checkbox"/>	⑨	求人申込証明	保育を必要とする事由が、就職活動中の場合。ハローワーク受付票など。保護者のものが必要です。
<input type="checkbox"/>	⑩	障がい者手帳の写し	児童・保護者・同居の親族が障がい者手帳を所持している場合に提出。 ※保育を必要とする事由としての資料、 <u>保育園利用料減免算定資料</u> となります。
<input type="checkbox"/>	⑪	児童扶養手当証書の写し	ひとり親家庭の場合。 ※保育を必要とする事由としての資料、 <u>保育園利用料減免算定資料</u> となります。
<input type="checkbox"/>	⑫	保育を必要とする申立書	【民生委員・児童委員の証明】④～⑪以外で、保育を必要とする事由がある場合に提出。保護者のものが必要です。
<input type="checkbox"/>	⑬	利用料算定に必要な書類	課税証明書（転入の場合）保護者のものが必要です。 ※同居の祖父母のものが必要な場合もあります。 ※利用料算定資料として、他に資料を求める場合があります。 ※令和6(2024)年1月1日以前に愛荘町に住所がある場合は不要です。
<input type="checkbox"/>	※	個人番号カード または 個人番号通知カード	<u>平成28年1月から申請時に申請者（保護者）の個人番号の記入、提示が必要となりました。必ず個人番号カードを持参してください。</u> 個人番号通知カードの場合は、本人確認のため運転免許証等を持参してください。

幼稚園



幼稚園の一日 . . .

8 : 30 ~	預かり保育 登園
8 : 40 ~ 9 : 00	登園
9 : 00 ~ 9 : 20	朝の会
9 : 20 ~ 11 : 40	年齢や季節に応じた遊び
11 : 40 ~ 12 : 40	給食準備・給食・後始末
12 : 40 ~ 13 : 20	戸外や室内での遊び
13 : 20 ~ 14 : 00	降園準備・帰りの会
14 : 00 ~ 14 : 20	降園
14 : 00 ~ 16 : 30	預かり保育 降園

(※別途、新2号の認定申請と預かり保育申込が必要)

※午前中保育は給食なしで、11 : 00降園

3. 幼稚園を利用される方へ

◆幼稚園とは

幼稚園は、義務教育およびその他の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする教育施設です。

◆利用時間

平日 9:00～14:00

※ただし、3歳児は、4月・5月は午前中保育。

◆入園資格

愛荘町に居住している満3歳から、小学校就学前までの幼児です。

◆学期制

1学期 4月1日～ 7月31日

2学期 8月1日～12月31日

3学期 1月1日～ 3月31日

◆休業日

* 祝日（法律に規定する休日）・土曜日・日曜日

* 振替休日（土・日曜日に行事を開催した時の振替）

* その他の休日（台風や伝染病などが発生した場合）

* 長期休暇 学年末始業日（春休み） 4月 1日 ～ 4月 9日

夏季休業日（夏休み） 7月21日 ～ 8月28日

冬季休業日（冬休み） 12月24日 ～ 1月 6日

学年末休業日（春休み） 3月25日 ～ 3月31日

◆通園区域

秦荘幼稚園→秦荘中学校区にお住まいの幼児が対象。

愛知川幼稚園→愛知中学校区にお住まいの幼児が対象。

◆幼稚園保育料

* 令和元年10月から保育料が無償になりました。

町内幼稚園	町外幼稚園
① 保育料 月額0円 ② 給食費 月額3,700円 (主食:400円 副食:3,300円) ③ バス使用料 月額1,000円 ④ その他、教材費、PTA会費	①町外施設保育料 月額0円 その他施設によって実費徴収があります

減 免

- ②給食費は、次に掲げるお子様について、副食費が免除になります。(主食費は免除対象外)
- ア 年収360万円未満の世帯のお子様
 - イ 第3子以降のお子様(ただし、小学3年生以下の兄弟から数えて第3子以降)

◆預かり保育について

就労等で保育を必要とされている場合、「新2号」の認定を受け、預かり保育を利用することができます。

- * 利用可能幼児 就労や疾病等で保育を必要とする場合(新2号認定申請が別途必要)
- * 利用時間 8:30~9:00、14:00~16:30
(おやつ持参。給食の提供がない日は弁当持参。)
- * 利用料 無料。ただし、教材費等は徴収します。
- * 定員 愛知川幼稚園80人 秦荘幼稚園40人
- * 送迎 保護者送迎。通園バスを利用することはできません。
- * 手続き 子ども支援課へ、新2号認定申請書と預かり保育利用申込書を提出ください。

4. 幼稚園の紹介

項目	愛知川幼稚園	秦荘幼稚園
所在地	〒529-1313 滋賀県愛知郡愛荘町市 1736 番地	〒529-1234 滋賀県愛知郡愛荘町安孫子 1210 番地 1
連絡先	TEL: 0749-42-2110 FAX: 0749-42-5103 E-mail eyochien@town.aisho.lg.jp	TEL: 0749-37-3696 FAX: 0749-37-8010 E-mail hyochien@town.aisho.lg.jp
定数	240人	160人
5歳児	90人(3学級×30人)	60人(2学級×30人)
4歳児	90人(3学級×30人)	60人(2学級×30人)
3歳児	60人(3学級×20人)	40人(2学級×20人)
制服	体操服上下 スモック	体操服上下 スモック

保 育 所



保育所の日 . . .

乳児と1・2歳児

7 : 30 登園、早朝保育
8 : 00 登園、健康観察
8 : 30 登園、健康観察
9 : 00 あそび
11 : 00 給食
12 : 30 おひるね
15 : 00 おやつ
16 : 00 降園
16 : 30 降園
18 : 30 延長保育 降園
19 : 00 降園

幼児（3歳以上児）

7 : 30 登園、早朝保育
8 : 00 登園、健康観察
8 : 30 登園、健康観察
9 : 00 自主的・主体的活動
11 : 30 給食
12 : 30 あそび（おひるね3歳児）
15 : 00 おやつ
16 : 00 降園
16 : 30 降園
18 : 30 延長保育 降園
19 : 00 降園

5. 保育所を利用される方へ

◆保育所とは

保護者からの委託を受けて、保育を必要とする乳児または、幼児を保育することを目的とした施設です。（児童福祉法第39条）また、保育所における環境を通して、養護、および教育を一体的に行うことを特性としています。

◆ならし保育について

保育所新規入所時には、お子様の生活環境が大きく変化するため、入所当初は短時間での保育等を実施し、環境に慣れていただく期間を設けています。そのため、当初は、早い時間でのお迎えをお願いしていますので、職場などの調整をお願いします。ならし保育の期間は、お子様の状態や園により異なりますが、入園後、1週間程度となります。職場などの都合により、ならし保育の実施が難しい場合は、事前に各保育所へご相談ください。（ならし保育期間を考慮し、入所を少し早めることは可能です。）

◆住所・家族構成・就労先などの変更について

* 児童と保護者（申込者）は、愛荘町に住所を有することが必要です。（転入見込可）

* 入所申込をされた時の状況に変更が生じた場合は、すみやかに保育所または、子ども支援課までお申出ください。内容に応じて、変更届や証明書などのご提出をお願いする場合があります。

例1) 就労予定で入所された場合→就労開始後、就労証明書の提出が必要です。

例2) 愛荘町内に住所がなくなった場合は、属する月末において、退所届が必要です。

継続入所を希望される場合は、再度、住所地での手続きが必要となります。

◆保育時間や休園日について

* 保育短時間認定とは

8時間の範囲内の保育時間。秦荘地域は8：00～16：00、愛知川地域は8：30～16：30

* 保育標準時間認定とは

11時間の範囲内の保育時間。7：30～18：30

* 延長保育時間とは

保育標準時間認定を超えて保育する時間。18：30～19：00

利用できる時間は、園によって異なりますので、保育所一覧をご覧ください、延長保育を希望される場合は、各保育所へご相談ください。延長料金がかかる場合がありますので、園へお問い合わせください。

* 休園日

日曜日・国民の祝日および年末年始（12/29～1/3）としています。また、台風などで特別警報や警報が発令されたときや伝染病などが発生した場合は、自宅待機・登園自粛とすることがあります。

◆保育所利用料について ※町内認可保育所の場合。以下「保育料」として説明。

* 保育にかかる経費は、保護者・国・県・町の4者で負担することになっています。そのうち、保護者の負担額は、「保育料」として、町へ納めていただきますが、保育料については、令和元年10月から、3歳以上児（全世帯）と3歳未満児（非課税世帯）は無償となりました。

* 保育料は無償になりますが、3歳以上児は副食費（おかず・おやつ等）が保護者負担となります。ただし、次の世帯は、副食費が免除されます。

○年収360万未満世帯のお子様（P13では、第1から第5階層。母子世帯等は第6階層まで。）

○第3子以降のお子様（小学校就学前の兄弟から数える。ただし、第6、7階層については年齢制限なしで数える。）

* 保育料は、原則として、児童の属する世帯の扶養義務者（児童の直系血族（父・母）のほか家計の主宰者等）の課税状況により、決定されます。

* 保育料は、市町村民税額をもとに毎年決定されることになり、切り替え時期は、毎年9月になります。（8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により決定。）

* 決定後、更正の申告等で変更が生じた場合は、保育料の変更を行いますので、子ども支援課までご連絡ください。また、更正があった場合、現年度分の保育料については遡って還付しますが、過年度分については還付しません。

* 保護者会費、遠足代、制服代など、園によって、保育料とは別に実費徴収がある場合がありますので、詳しくは各保育所にお問い合わせください。

* 未申告の場合は、保育料の算定ができないため、年齢最高額の金額とさせていただきます。

減 免

* 家庭の都合により、1日も登園しなかった場合でも、1日時点の入所児童であれば、1か月分の保育料がかかることとなります。病気等で20日以上お休みされた場合は、減免の対象となる可能性があるため、各保育所または子ども支援課までご相談ください。

* 市町村民税額により、軽減される場合があります。詳しくはP12のお知らせをご覧ください。

* 入所している児童のほかに監護している児童がいる場合やひとり親世帯の方は、「多子軽減・ひとり親世帯等軽減申請書」を提出してください。

支払い方法 ※町内認可保育所の場合

* 保育料は町へ納付していただきますが、口座振替にて支払うことが可能です。入所決定後、「口座振替依頼書」のご提出により、振替口座の登録をします。書類提出の翌月からの振替開始となります。口座振替日は、毎月、月末です。月末が土日・祝日の場合は、翌営業日となります。ただし、園によって、納付方法が異なる場合がありますので、詳細については、保育所へお問い合わせください。

* 副食費については、各保育所に直接納付していただきます。金額、徴収方法については、各保育所へお問い合わせください。

6. 保育所利用料減免のお知らせ

3歳未満の保育所利用料（以下「保育料」）について、愛荘町では、以下の軽減を行います。

軽減の種類は3種類になります。（保育料算定基準表は次頁参照）

3歳以上の保育料無償化となりましたが、軽減についてのカウント方法はこれまでと変わりません。

①第3～5階層（所得割課税額均等割のみ～所得割課税額57,700円未満）

第3～5階層の世帯の場合、小学校就学前までとしていた多子計算に係る年齢制限を撤廃します。第1子の年齢にかかわらず、第2子の保育料が半額、第3子以降の保育料が無料となります。

（ただし、保育料無償化により、第2子が3歳以上の場合は第2子も無料。）

②第3～6階層のひとり親世帯等（所得割課税額均等割のみ～所得割課税額77,200円未満）

第3～6階層のひとり親世帯等の場合は第1子の年齢にかかわらず、第1子から半額、第2子以降が無料となります。

（ただし、保育料無償化により、第1子が3歳以上の場合は第1子も無料。）

③第6、7階層（所得割課税額77,200円以上97,000円未満）

第6、7階層の世帯の場合は年齢制限を設けず第1子のカウントを行います。第3子以降の保育料のみ無料となります。

（例）子どもが3人の世帯。

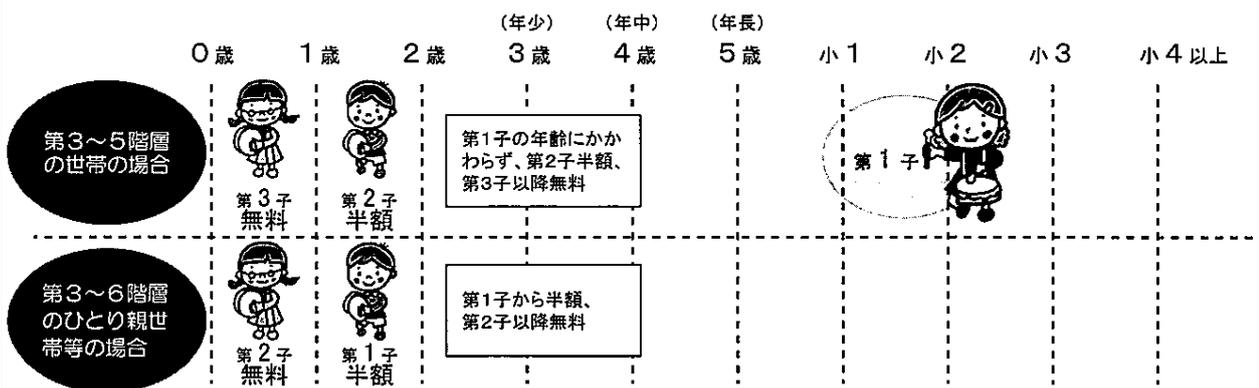
第1子が小学生、第2子が保育園2歳児、第3子が保育園1歳児の場合、第2子の保育料は全額、第3子の保育料は無料となります。

（ただし、第2子が保育園3歳以上の場合、第2子も無料。）

※上記階層以外は、多子計算を教育保育施設に入所している児童を第1子、第2子、第3子とカウントします。第1子の保育料は満額、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

（ただし、第1子、第2子が3歳以上の場合、第1子、第2子も無料。）

<参考：多子世帯・ひとり親世帯等の保育料軽減のイメージ>



※生活保護世帯や、ひとり親世帯等で市町村民税非課税世帯の場合は、第1子から無料です。

7. 令和7年度保育所月額利用料徴収算定基準額表

3歳以上は保育料が無償になりました

(年齢基準日: 4月1日)

階層区分	定義	保育料 3歳未満		保育料 3歳以上	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
第2	市町村民税 非課税世帯	0円	0円	0円	0円
第3	所得割課税額 均等割のみ	10,200円	10,000円	0円	0円
第4	当該年度の4月 から8月 分までの 保育料 の算定 に当たっ ては前 年度分、 当該年 度9月分 から8月 分までの 保育料 に当たっ ては当 該年度 分の市 町村民 税額	48,600円未満	13,800円	13,500円	0円
第5		57,700円未満	15,400円	15,100円	0円
第6		77,200円未満	19,000円	18,600円	0円
第7		97,000円未満	29,200円	28,700円	0円
第8		133,000円未満	39,000円	38,300円	0円
第9		169,000円未満	44,200円	43,400円	0円
第10		301,000円未満	48,600円	47,700円	0円
第11		397,000円未満	56,100円	55,100円	0円
第12		397,000円以上	64,200円	63,100円	0円

※3歳以上と、3歳未満の第2階層は、保育料が無償となります。

※3歳以上は保育料が無償となっても副食費(おかず、おやつ等)は保護者負担となります。(金額、徴収方法は各園にお問い合わせください。)ただし、第1～5階層と、第3子以降の子どもたち(小学校就学前の兄弟から数える。ただし第6、7階層は年齢制限なしで数える。)は副食費が免除されます。また3歳未満の副食費については、保護者負担はありません。

※減免については、P11、P12をご覧ください。

母子世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯で第3～6階層区分の方は、次に定めた金額で徴収します。

階層区分	保育料 3歳未満		保育料 3歳以上	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
③所得割課税額 均等割のみ	4,600円	4,500円	0円	0円
④48,600円 未満	6,400円	6,250円	0円	0円
⑤57,700円 未満	7,700円	7,550円	0円	0円
⑥77,200円 未満	9,000円	8,800円	0円	0円

※生計を一にする子のうち第2子以降は、無償となります。

※母子世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯は、6階層まで副食費が免除されます。

8. 町内の保育所一覧

所在地、電話番号	定員	受入体制	曜日	保育時間区分（開所時間）		実費徴収予定額 ※1 (令和6年度を参考)
秦川保育園	90人	産休明けから	平日	保育短時間認定	保育標準時間認定 (延長保育含む)	副食費4,500円/月(主食は持参)、 保護者会費2,400円/年、 絵本代410~470円/月、 写真代3,600円/年、 バス代2,400円/年、 新学期用品など
8:00~16:00				7:30~19:00		
蚊野2560番地 Tel0749-37-3582			土	希望保育(事前申請必要)		
				通常保育	延長保育	
8:00~16:00	7:30~18:00					
秦川愛児園	70人	出産後6ヶ月	平日	保育短時間認定	保育標準時間認定 (延長保育含む)	副食費4,500円/月(主食は持参)、 保護者会費1,200円/年、 バス代(3歳児以上1世帯あたり) 2,400円/年、 写真代2,000円~3,500円、 遠足代5,000円、 新学期用品など
8:00~16:00				7:30~19:00		
目加田628番地2 Tel0749-37-2037			土	希望保育(事前申請必要)		
				通常保育	延長保育	
8:00~12:00	7:30~16:00					
八木荘保育園	70人	産休明けから	平日	保育短時間認定	保育標準時間認定 (延長保育含む)	副食費4,500円/月(主食は持参)、 保護者会費1,500円/年、 写真代550~2,250円、 遠足代5,500円、 新学期用品など
8:00~16:00				7:30~19:00		
島川483番地 Tel0749-42-5082			土	希望保育(事前申請必要)		
				通常保育	延長保育	
8:00~12:00	7:30~16:00					
つくし保育園	100人	出産後6ヶ月	平日	保育短時間認定	保育標準時間認定 (延長保育含む)	副食・主食費5,000円/月、 保護者会費2,400円/年、 遠足代7,000円、 新学期用品など、 延長保育料金(利用者のみ) 1回150円など
8:30~16:30				7:30~19:00		
川原680番地 Tel0749-42-5475			土	希望保育(事前申請必要)		
				通常保育	延長保育	
8:30~16:30	8:30~17:15					
ゆたか保育園	70人	離乳食終了後	平日	保育短時間認定	保育標準時間認定 (延長保育含む)	副食費4,500円/月(主食は持参)、 遠足代7,000円程度、 新学期用品など
8:30~16:30				7:30~19:00		
東円堂1530番地 Tel0749-42-5323			土	希望保育(事前申請必要)		
				通常保育	延長保育	
8:30~12:00	8:00~16:00					
愛知川保育園	60人	離乳食終了後	平日	保育短時間認定	保育標準時間認定	副食費4,500円/月(主食は持参)、 保護者会費3,000円/年、 絵本代350~500円/月、 遠足代3,000円、 新学期用品など
8:30~16:30				7:30~18:30		
愛知川1558番地 Tel0749-42-6370			土	希望保育(事前申請必要)		
				通常保育	延長保育	
8:30~12:00	7:30~16:00					

* 離乳食終了については個人差があり、おおむね10~11ヶ月からの受け入れとなります。

* 上記の内、定員については令和7年4月以降のもので継続児童分を含みます。

* 土曜日の保育については、原則、希望保育とし、就労状況等により必要な場合のみ利用することができます。利用にあたっては、入所の決まった保育園へ事前申請の手続きを必ず行ってください。

(事前申請書の提出期日は、保育園によって異なります。)

なお、申請内容に疑義が生じた場合、保育の必要状況を職場等へ確認させていただく場合があります。

* 登園・降園は、認定に応じて必ず保育時間内に行ってください。

※1 入園、進級の際には、新学期用品として別途料金がかかります。また、年齢に応じて料金が異なります。詳細は園にお問い合わせください。

令和 年 月 日

施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書

記入例

(令和7年度 幼稚園・保育所 入園申込書)

申請者氏名(提出者)

申請者氏名 愛荘 健太

個人番号[3456 7890 1234]

愛荘町長
教育委員会教育長

様
様

提出時に個人番号カードの提示が必要になります。通知カードの場合は、身分証明書が必要になります。(運転免許証、パスポート等)

押印不要

次のとおり、施設型給付費・地域

申請に係る 小学校就学 前の子ども	氏名(ふりがな) あいしょう はな 愛荘 花	生年月日 令和4年8月23日	性別 男 <input checked="" type="radio"/> 女	年齢 2	障手有無 有 <input checked="" type="radio"/> 無
個人番号	1234 5678 9012				
保護者 住所 連絡先	(住所) 愛荘町 愛知川72番地 (連絡先、電話・携帯) ① 0749-42-4111 ②	令和7年4月1日現在の年齢 保育所は有。幼稚園は無。			
認定者番号	※既に支給認定を受けている場合に記入				
保育の 希望 有無(※)	<input checked="" type="radio"/> 有 無	: 保育所の利用を希望される場合(幼稚園等の併願の場合を含む) : 幼稚園の利用を希望する場合(保育所等との併願はできません)			

※ 「保育所」とは保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育事業所内保育をいいます。(以下同じ)

・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)

・「有」を○で囲んだ場合①～④に、「無」を○で囲んだ場合①、②及び④に必要事項の記入

① 世帯の状況

区分	氏名	続柄	生年月日	性別	職業・学校名等	個人番号
児 童 の 世 帯 員	あいしょう けんた 愛荘 健太	父	昭和61年3月23日	男 <input checked="" type="radio"/> 女	会社員	3456 7890 1234
	あいしょう じゅん 愛荘 純	母	昭和62年7月31日	男 <input checked="" type="radio"/> 女	公務員	5678 9012 3456
	あいしょう だいち 愛荘 大地	兄	平成28年12月3日	男 <input checked="" type="radio"/> 女	〇〇小学校3年	7890 1234 5678
	あいしょう いちろう 愛荘 一郎	祖父	昭和30年9月15日	男 <input checked="" type="radio"/> 女	自営業	9012 3456 7890
	あいしょう かずこ 愛荘 和子	祖母	昭和30年10月1日	男 <input checked="" type="radio"/> 女	パート	2345 6789 0123
生活保護の適用の有無	<input checked="" type="radio"/> 適用無 ・ 適用有 (年 月 日保護開始)					

保護者および家族(同一生計、同番地、同一敷地)すべてについて、4月1日時点の内容で記入。

② 利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

基本、就学前まで記入。

利用を希望する期間	令和7年4月1日から 令和11年3月31日まで	
利用を希望する施設名	施設(事業者)名・希望理由	
	第1希望 〇〇保育園	理由 自宅から近いため
	第2希望 △△保育園	理由 自宅から2番目に近い
	第3希望 □□保育園	理由 母の通勤経路上にある

○ 記入は楷書ではっきりと書いてください。

裏面に続きます→

○幼稚園・保育所等へ入所のお子様について記入してください。

健康状況	◎お子様の健康状況は？（良好・ <input checked="" type="radio"/> 普通・弱い）
	◎現在病院に通院中ですか？（通院している・ <input checked="" type="radio"/> 通院していない） →通院している場合（病名 _____ 病院名 _____ ）
	◎障がい、病気、事故の後遺症等がありますか？（あり・ <input checked="" type="radio"/> なし） →ある場合（ _____ ）
体質	◎アレルギー体質ですか？（はい・ <input checked="" type="radio"/> いい・わからない）
	◎食べさせてはいけないものがありますか？（あり・ <input checked="" type="radio"/> なし） →ありの場合、食べさせてはいけないものは？（ _____ ） 食べる時どのような症状が出ますか？（発疹・吐き気・呼吸困難） その他（ _____ ）
	◎医師による食事制限はありますか？（あり・ <input checked="" type="radio"/> なし）
	◎幼稚園入園希望で・・・
	食物アレルギーの方のみ：アレルギー対応食等の給食について相談を希望されますか？（はい・ <input checked="" type="radio"/> いい）
乳幼児健診の状況	◎4ヶ月児健診 <input checked="" type="radio"/> 受診・未受診 指導事項（あり・ <input checked="" type="radio"/> なし）
	◎7ヶ月児健診 <input checked="" type="radio"/> 受診・未受診 指導事項（あり・ <input checked="" type="radio"/> なし）
	◎10ヶ月児健診 <input checked="" type="radio"/> 受診・未受診 指導事項（あり・ <input checked="" type="radio"/> なし）
	◎1歳6ヶ月児健診 <input checked="" type="radio"/> 受診・未受診 指導事項（あり・ <input checked="" type="radio"/> なし）
	◎2歳6ヶ月児健診 <input type="radio"/> 受診・未受診 指導事項（あり・なし）
	◎3歳6ヶ月児健診 <input type="radio"/> 受診・未受診 指導事項（あり・なし）
	→指導事項ありの場合、具体的にどんな指導を受け、その結果どうしましたか？
	◎心身の発達（言語等）に遅れがありますか？（あり・ <input checked="" type="radio"/> なし） →ありの場合関わっている機関名（ _____ ）
◎幼稚園や保育所に伝えておきたいこと 家では、おとなしくしていますが、外に出ると周りが気になって落ち着かないことがあります。	

忘れず、記入をしてください。



愛莊町